

公益社団法人日本眼鏡技術者協会

入会及び会費規程

(入会資格及び申込書)

第1条 公益社団法人日本眼鏡技術者協会定款第6条第1項の入会申込書は別紙の様式による。又同条第2項による入会基準は、下記の如く定める。

(A) . 正会員

1. 当協会の行う資格試験の合格者。
 2. 日本国内の眼鏡学校を卒業した者。
 3. 海外の眼鏡学校については、その国の公認を受けた眼鏡学校（原則として3年以上）を卒業した者。
 4. 上記1、2、3と同等以上の学識実務経験者で理事会の承認を得た者。
- 会員資格に関して、それぞれの証明書、またはそのコピーが必要。

(B) . 賛助会員

本協会の目的に賛同する者。

(入会金及び会費)

第2条 定款第7条に定める入会金及び年会費（正会員、賛助会員共通）は下記の如く定める。

1. 入会金は¥20,000とする。
2. 年会費は¥7,000とする。但し、この内、¥2,500を上限として支部活動費に充当することが出来る。

(入会手続き)

第3条 正会員になろうとする者は、「認定眼鏡士登録申請書 兼 入会申込書」に所定の事項を記入し、必要な添付書類、証明書、入会金・年会費を添えて、現金書留にて会長宛提出すること。

(休業中の会員資格)

第4条 一旦会員資格を取得し、年会費を継続して支払う者は、たとえ休業中であつても会員資格の継続を認める。

(入会金及び年会費の使途)

第5条 当協会は、当該事業年度に受け入れた入会金及び年会費については、その50%以上を公益目的事業に充てるものとする。

(規程の改正)

第6条 当規程の改正は定款の定めにより、総会の承認を必要とする。

付則 当規程は平成11年6月17日から施行する。

付則 当規程は平成13年6月20日から施行する。

付則 当規程は平成15年6月18日から施行する。

付則 当規程は公益社団法人日本眼鏡技術者協会の移行の登記の日平成23年4月1日から施行する。